

# 「医療費のお知らせ」について

「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)は国民健康保険に加入し、過去に医療機関などで受診した人に対して、年に6回、5月から翌年3月までの奇数月の月末に世帯主宛てに送付しています。医療機関等名・受診者名・日数・医療費などの総額・患者負担額などを記載していますので、受診状況を振り返り、今後の健康づくりに活用してください。記載内容に疑義がある場合は、**電話**で保険課まで問い合わせください。

なお、「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)は確定申告の際に、医療費控除を受ける場合の添付書類として必要な「医療費控除の明細書」の代わりとして利用できます。翌年の確定申告において医療費控除を受ける予定がある人は、確定申告の時期まで大切に保管してください。

ただし、今年の11月および12月分の医療費控除については、「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)の送付が翌年3月下旬となりますので、これまでどおり「医療費控除の明細書」が必要になります。なお、医療費控除に関する詳しいことは、税務署に直接問い合わせください。

送付時期		医療機関などで受診した月
令和2年	5月下旬	令和2年1月・2月
	7月下旬	令和2年3月・4月
	9月下旬	令和2年5月・6月
	11月下旬	令和2年7月・8月
令和3年	1月下旬	令和2年9月・10月
	3月下旬	令和2年11月・12月

**注**受診した月が上記の場合であっても、医療機関などからの請求遅れなどにより、送付時期に間に合わないことがあります。

## Q&A ~ よくある質問 ~

Q1. 令和2年の4月から国民健康保険に加入しましたが、送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっています。4、5月分の支払いはないのですか。

A. 保険料は4月分から翌年3月分までの12カ月間にかかる金額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。そのため、4、5月も保険料はかかりますが、納付は6月以降になります。

Q2. 既に会社の健康保険に加入していますが、令和2年度保険料の納入通知書が送られてきました。どうしたらいいですか。

A. 国民健康保険の喪失手続きができていない可能性があります。国民健康保険から他の健康保険に変更した場合は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。喪失手続きは郵送で受け付けています。次のものを保険課宛てに郵送してください。

**提**①現在加入している健康保険の保険証の写し(コピー)、②国民健康保険の保険証の原本  
喪失手続きの完了後、手続きをした月の翌月中旬に、現在の健康保険に加入するまでの保険料を計算し、納入通知書を送付します。

**注**5月末までに国民健康保険の喪失手続きをした人には、現在の健康保険に加入するまでの保険料を通知していますので、納付をお願いします。

Q3. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか。

A. 督促状や催告書を送付します。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金などの財産の差し押さえに至る場合があります。速やかに保険収納課に相談してください。

Q4. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいですか。

A. 特別な事情がある場合、保険料の納付方法の相談ができます。保険収納課へ問い合わせください。

災害などに遭われたり、前年と比べて今年の収入が大きく減少する見込みであるなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課へ申請することで保険料が減免される場合があります。なお、令和2年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受け付けを行います。**まずは必ず電話**で問い合わせください。

Q5. 新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少する見込みなのですが、減免してもらうことは可能ですか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、所得が著しく減少した場合など、保険料の減免を希望する人は、**まずは必ず電話**で保険課まで相談してください。

なお、令和2年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。

# 国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法

問 保険課 TEL 06-6992-1545

保険料の納付の相談

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538

## 国民健康保険料の納付方法

①口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関)の指定口座から毎月27日(土・日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。ただし、12月と2月は25日です。口座振替での納付は、安心・確実です。金融機関、郵便局、保険課窓口または保険収納課窓口で申し込みができます。

②自主納付

金融機関、郵便局およびコンビニでの納付

③Pay B(ペイビー)

納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、納付者が指定した金融機関口座から即時に納付ができるスマホ決済サービスです。手数料は無料です。

④年金からの天引き(特別徴収)

▽年額18万円以上の年金を受給していること

▽国民健康保険の加入者が全て65歳以上75歳未満であること

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えないこと

上記の条件全てにあてはまる人は原則として年金からの天引き(特別徴収)となります。

**注**年金天引き(特別徴収)となる世帯の人で、過去の保険料を完納している場合は、口座振替による納付も選択することができます。

## 軽減判定所得基準の変更

国民健康保険施行令の一部改正により、国民健康保険料の軽減判定所得基準が改められました。これにより本市でも国民健康保険料軽減の所得判定基準を次のとおり変更しています。

①被保険者均等割額および世帯別平等割額を5割減額する場合

軽減判定所得の判定において被保険者などの数に乗ずべき金額を28万5千円に改めます。

②被保険者均等割額および世帯別平等割額を2割軽減する場合

軽減判定所得の判定において被保険者などの数に乗ずべき金額を52万円に改めます。

国民健康保険料における軽減判定基準の変更点

令和元年度		令和2年度	
7割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円	7割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円(従来どおり)
5割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (28万円 × 被保険者数)	5割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) (拡充)
2割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (51万円 × 被保険者数)	2割	1世帯当たりの所得 ≤ 33万円 + (52万円 × 被保険者数) (拡充)

**備**被保険者には国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、国民健康保険の資格喪失以降も継続して同一世帯に属する人も含む。